

社 会 福 祉 法 人 太 田 福 祉 記 念 会

湖南地区地域包括支援センター(湖南地区指定介護予防支援事業所)運営規程

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人太田福祉記会が受託運営する湖南地区地域包括支援センター(湖南地区指定介護予防支援事業所)(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が事業対象又は要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容にそったものとする。

- 2 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して支援するものとする。
- 3 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、出来る限り要介護にならないように利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援するものとする。
- 4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は介護予防事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 5 事業の運営に当たっては、郡山市及び関係市町村、他の地域包括支援センター(法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

| | |
|-----|------------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人太田福祉記念会 湖南地区地域包括支援センター |
| 所在地 | 福島県郡山市湖南町舟津字小磯 5112 番地 1 |

(職員の職種・員数・職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数・職務内容は別表のとおりとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日 月曜日～土曜日

(第2・第4土曜日、日曜日、祝祭日、12月31日～1月3日を除く。)

営業時間 8時30分～17時00分まで(土曜日は8時30分～13時00分まで)

(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント利用に当たっての留意事項)

第6条 事業者は利用者に介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供する際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法、利用料等を、重要事項説明書で説明し同意を得るものとする。

(介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施
- 3 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- 4 サービス担当者会議について
 - (1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- 5 担当職員による居宅訪問頻度等
 - (1) 提供開始月
 - (2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - (3) サービスの評価期間が終了する月
 - (4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- 6 モニタリングの結果記録少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、郡山市(湖南地区)とする。

(秘密保持)

第9条 管理者並びに職員(職員であった者を含む。)は、介護予防支援又は介護予防マネジメントを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、いかなる場合においてもこれを他に漏らしてはならない。

(苦情処理)

第10条 提供した介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者又は家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族等に対する説明記録の整備等の必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第11条 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償する。

(事故発生時の対応方法)

第12条 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに郡山市及び関係市町村、利用者の家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、各種資格取得を推奨する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する必要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会で定めるものとする。

附 則 この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

| 職 種 | 区 分 | 数 | 職 務 内 容 |
|-----------------------|-----|--------------|-----------------------------|
| 管 理 者 (介護支援専門員を兼務) | | 1(1) | 事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握を行う。 |
| 介護支援専門員 (管理者を兼務) | | 1(1) | 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を行う。 |
| 介護支援専門員 | | 1以上 (1以上) | 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を行う。 |

()は、常勤で兼務。